

平成21年第3回潟上市議会定例会会議録（1日目）

○開 会 平成21年9月3日 午前10:00

○散 会 午後 0:01

○出席議員（22名）

1番 千田正英	2番 戸田俊樹	3番 児玉春雄
4番 佐々木嘉一	5番 澤井昭二郎	6番 藤原幸雄
7番 佐藤恵佐雄	8番 小林悟	9番 佐藤義久
10番 赤平末次郎	11番 藤原典男	12番 佐藤幸孝
13番 佐藤昇	14番 伊藤博	15番 伊藤栄悦
16番 菅原久和	17番 中川光博	18番 鈴木斌次郎
19番 大谷貞廣	20番 西村武	21番 堀井克見
22番 藤原幸作		

○欠席議員（0名）

○説明のための出席者

市 長 石川光男	副 市 長 鐙利行
教 育 長 肥田野耕二	総 務 部 長 伊藤賢志
会 計 管 理 者 門間鋼悦	産 業 建 設 部 長 山口義光
水 道 局 長 澤井昭	教 育 次 長 鈴木公悦
市 民 生 活 部 長 宮田隆悦	福 祉 保 健 部 長 小林健一
総 務 課 長 児玉俊幸	企 画 政 策 課 長 鈴木司
活 性 化 推 進 室 長 関谷良広	財 政 課 長 幸村公明
税 務 課 長 川上護	収 納 課 長 菅原龍太郎
市 民 課 長 鈴木利美	生 活 環 境 課 長 近藤進
総 合 窓 口 セ ン タ ー 長 川上秀佐男	追 分 出 張 所 長 三浦喜博
社 会 福 祉 課 長 山平重男	高 齢 福 祉 課 長 伊藤律子
健 康 推 進 課 長 伊藤正吉	産 業 課 長 伊藤清孝
都 市 建 設 課 長 藤原貞雄	下 水 道 課 長 三浦永寿

総務学事課長	鎌田雅樹	幼児教育課長	根一
生涯学習課長	瀬下三男	スポーツ振興課長	菅原徳志
農業委員会事務局長	田仲茂隆	選挙管理委員会事務局長・ 監査委員事務局長	佐々木博信
代表監査委員	渡邊晋二		

○議会事務局職員出席者

議会事務局長	伊藤正	議会事務局次長	門間善一郎
--------	-----	---------	-------

平成21年第3回潟上市議会定例会日程表（第1号）

平成21年9月3日（1日目）午前10時開会

会議並びに議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告（議長、議会運営委員長、常任委員会行政視察研修報告）
- 日程第 4 行政報告（市長）
- 日程第 5 報告第 4号 平成20年度潟上市健全化判断比率について
- 日程第 6 報告第 5号 平成20年度潟上市公営企業資金不足比率について
- 日程第 7 議案第56号 潟上市国民健康保険条例の一部を改正する条例（案）について
- 日程第 8 議案第57号 備品購入契約の締結について（証明書自動交付システム用機器購入）
- 日程第 9 議案第58号 上町自治会館の指定管理者の指定について
- 日程第10 議案第59号 平成21年度潟上市一般会計補正予算（第4号）（案）について
- 日程第11 議案第60号 平成21年度潟上市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）（案）について
- 日程第12 議案第61号 平成21年度潟上市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）（案）について
- 日程第13 議案第62号 平成21年度潟上市有線放送事業特別会計補正予算（第2号）（案）について
- 日程第14 議案第63号 平成21年度潟上市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）（案）について
- 日程第15 議案第64号 平成21年度潟上市下水道事業特別会計補正予算（第2号）（案）について
- 日程第16 議案第65号 平成21年度潟上市土地取得事業特別会計補正予算（第1号）（案）について

- 日程第 17 議案第 66 号 平成 21 年度潟上市水道事業会計補正予算（第 2 号）
（案）について
- 日程第 18 認定第 1 号 平成 20 年度潟上市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 19 認定第 2 号 平成 20 年度潟上市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 20 認定第 3 号 平成 20 年度潟上市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 21 認定第 4 号 平成 20 年度潟上市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 22 認定第 5 号 平成 20 年度潟上市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 23 認定第 6 号 平成 20 年度潟上市有線放送事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 24 認定第 7 号 平成 20 年度潟上市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 25 認定第 8 号 平成 20 年度潟上市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 26 認定第 9 号 平成 20 年度潟上市合併処理浄化槽事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 27 認定第 10 号 平成 20 年度潟上市豊川財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 28 認定第 11 号 平成 20 年度潟上市下虻川財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 29 認定第 12 号 平成 20 年度潟上市和田妹川財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 30 認定第 13 号 平成 20 年度潟上市飯塚財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 31 認定第 14 号 平成 20 年度潟上市土地取得事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 32 認定第 15 号 平成 20 年度潟上市水道事業会計決算の認定について

日程第 3 3 平成 2 0 年度潟上市一般会計・特別会計及び水道事業会計歳入・歳出決算
書の決算審査報告

午前10時00分 開会

○議長（藤原幸作） おはようございます。

ただいまの出席議員は22名であります。

定足数に達しておりますので、これより平成21年第3回潟上市議会定例会を開会致します。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

【日程第1、会議録署名議員の指名】

○議長（藤原幸作） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において9番佐藤義久議員および10番赤平末次郎議員を指名致します。

【日程第2、会期の決定】

○議長（藤原幸作） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮り致します。本定例会の会期は、去る8月25日開催の議会運営委員会において審査の結果、本日3日から18日までの16日間にしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 異議なしと認めます。よって、会期は本日から18日までの16日間と決定しました。

【日程第3、諸般の報告】

○議長（藤原幸作） 日程第3、諸般の報告に入ります。

議長としての報告事項は、お手元に配付してある報告書のとおりですので朗読説明は省略します。

次に、議会運営委員長からの報告を行います。15番伊藤議会運営委員長。

【議会運営委員会の報告】

○議会運営委員長（伊藤栄悦） おはようございます。議会運営委員会の報告を致します。

議会運営委員会は8月25日に委員、正副議長、当局からの説明員として副市長、総務部長の出席のもと、9月1日、2日に委員、正副議長の出席のもとに開催しております。

本定例会の運営について報告致します。

議案審議について申し上げます。

議会運営委員会において当局より提案理由の概要説明を受けた結果、報告第4号、報告第5号は本会議にて、議案第56号の条例改正案は社会厚生常任委員会へ付託、議案第57号の備品購入契約の締結については総務常任委員会へ付託、議案第58号の指定管理者の指定については総務常任委員会へ付託、議案第59号から議案第66号までの各会計の補正予算（案）は所管の委員会へ付託、認定第1号から認定第15号までの各会計の決算認定については所管の委員会へ付託という区分で行うことと致します。

付託につきましては皆様のお手元に委員会付託表としてお配りしてありますので、ご確認ください。

発議について申し上げます。

潟上市議会議員定数条例案、潟上市議会の議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例案が提出されております。最終日の日程として取り扱いを致しますので、宜しくお願い致します。

請願・陳情については、受け付けはありませんでした。

なお、産業建設常任委員会で継続審査としておりました陳情第7号、農地法の改正に反対する陳情は、農地法等の一部を改正する法律が平成21年6月24日に公布されたことから、審議未了の扱いとなります。したがって、産業建設常任委員会での審査ならびに本会議での委員会報告は不用となり、議事日程としての取り扱いも必要がなくなりました。

また、潟上市建設産業協会から8月6日付けで最低制限、価格前払金制度などについての要望書が提出されております。お手元にお配りしてありますので、議員各位においてご確認をお願い致します。

一般質問について申し上げます。

一般質問については5名の通告者がありました。5名以下ですので、一般質問は9月7日月曜日の1日とし、8日火曜日休会と致します。抽選の結果、9月7日月曜日の1番めに17番中川光博議員、2番めに11番藤原典男議員、3番めに16番菅原久和議員、4番めに4番佐々木嘉一議員、5番めに7番佐藤恵佐雄議員となりましたので、宜しくお願い致します。

常任委員会について申し上げます。

常任委員会審査は、各委員会とも9月10日木曜日の午前10時からの開催とします。

以上、議会運営委員会の報告と致します。

○議長（藤原幸作） これで議会運営委員長からの報告を終わります。

なお、今、事務局から議長報告の配付漏れがあるということでもありますので、暫時休憩して配付致します。

午前10時06分 休憩

.....
午前10時07分 再開

○議長（藤原幸作） 休憩前に引き続き会議を再開致します。

【常任委員会行政視察研修報告】

○議長（藤原幸作） 次に、常任委員会行政視察研修報告を行います。

なお、報告書は事前に皆様に配付しておりますので、内容については簡潔に前の発言席で報告してください。

【総務常任委員会の報告】

○議長（藤原幸作） 最初に総務常任委員会、19番大谷総務常任委員長。

○総務常任委員長（大谷貞廣） 皆さん、おはようございます。

平成21年度の総務常任委員会研修報告を致します。

研修テーマおよび内容について。

研修のテーマは、議会改革についてであります。

江南市市議会の概要について。

議員数は24名、会派は5会派、常任委員会は3委員会で任期は1年、議会運営委員会の定数8名となっております。一般質問は会派代表制をとっておらず、また、採決は副議長、議会事務局議事課長が各会派の意向を前もって確認しています。

江南市の議会改革の背景と経緯・経過について。

議会改革のきっかけは住民直接請求が行なわれたことに始まり、平成17年11月に会派代表者会議にて議会改革検討委員会が設置されました。この委員会では5つの事項、「自立した議会にするための議会改革」、「議会の透明化・IT化」、「市民に身近な議会にするための議会改革」、「議会費のあり方」、「議会事務局体制の充実」について検討しております。

協議した成果は、1つ、定数28人を24人とする。2つ、常任委員会を4委員会から3委員会とする。3つ、一般質問を録画中継によりインターネット配信することにしました。4つ、地域に出向いた議会については各会派で検討することとしました。との説明

がありました。

報酬、政務調査費、費用弁償については、報酬は平成11年4月に見直ししており、政務調査費は年間15万円の交付、費用弁償は支給していないとの説明でありました。

以上、総務委員会の報告とします。

【社会厚生常任委員会の報告】

○議長（藤原幸作） 次に、社会厚生常任委員会、1番千田社会厚生常任委員長。

○社会厚生常任委員長（千田正英） おはようございます。

平成21年度社会厚生常任委員会の行政視察について報告致します。

7月15日、1日めは北海道江別市にて子育て支援事業について。2日めは富良野広域連合について研修を致しております。

それでは、子育て支援事業について報告します。

ファミリー・サポート・センターについて。

通常ファミリーサポートは、平成19年7月1日から事業を開始しており、平成20年度の登録会員は71名。利用件数は881件。主に通園・通級の送迎や、その前後の預かりと保護者の事情による外出時の利用が多くなっています。

緊急サポートネットワークは、子供が急に病気になり保育園等に預けられないときなど子育ての応援が得られる制度で、日曜日・祝日の預かりは行わず、午前7時30分から午後6時までの利用時間となっています。宿泊を伴う預かりは3歳未満1泊1万2,000円、3歳以上1泊1万円で、利用料金が高いとの声があり、検討課題となっているそうです。

どちらも手助けのほしい人（依頼会員）と、手伝いのできる人（提供会員）とで会員登録を行い、地域で子育てをサポートしていくことを目的としています。

「えべつ・子育て特典制度」がありまして、小学生までの子供がいる子育て世帯を対象として認証カードを配付して、協賛をいただている市内の店舗・施設等で利用する際にサービスや割引特典を受けられる制度で、市と企業とが一体となって子育てしやすい環境をつくり、社会全体で子育てを支援しようとするものの制度であります。

それでは次に、富良野広域連合についてご報告致します。

この地域は、医療圏、日常生活圏としてのかかわりを形成していたことから、従来の5つの一部事務組合と2つの単独施設の業務をまとめた事務の処理を行うことになり、広域連合を設立することになりました。

これまで広域的な行政需要への対応は主に一部事務組合制度の活用で行われてきましたが、「国・都道府県から直接に権限の移譲が受けられない」、「広域にわたる計画を策定しても法的に実効性が担保されない」等の課題があり、これら制度的な限界を克服するため広域連合制度を選択したものです。配置職員は163名。経費の関係市町村負担額は、処理する事務により区分され、以前の一部事務組合等の負担割合をベースに定められ、平成23年度末までに見直すことにしています。

広域化により所管内があまりにも広範囲にわたるため、火災における消防の出動体制や学校給食センターからの配送時間などの課題もあると伺いました。

以上、社会厚生常任委員会の報告と致します。ありがとうございます。

【産業建設常任委員会の報告】

○議長（藤原幸作） 次に、産業建設常任委員会、20番西村産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（西村 武） それでは、産業建設常任委員会の行政視察について報告をさせていただきます。

視察年月日ですけれども、7月1日から3日までです。

参加委員は全員でございます。

それでは、要点のみご報告させていただきます。

桑名市での研修事項は「美し国おこし三重」、「平成20年度立ち上がる農山漁村」事業の2つでございます。

はじめに、「美し国おこし三重」についての基本計画の概要と各サークル活動についての説明と、取り組んでいる内容について説明を受けました。

桑名市の無形重要文化財である「連鶴」の普及のために活動している「桑名の千羽鶴を広める会」の活動の紹介と、でき上がった商品を見ました。伝統文化の継承と担い手の育成に取り組んでいることが紹介され、将来展望としては世界に向けた発信、文化継承を持続できる収益事業としていくことを目指しているようです。

次に、桑名の特産品であるハマグリの貝殻を使った「貝雛」を手づくりしてストラップなどにしてお土産として販売するグループの活動と商品の紹介がありました。将来展望としては、当事業を活用して桑名をアピールするとともに市民と一緒に「貝雛」づくりを通して楽しめる「まち雛」にしていきたいということでした。

2つめ「平成20年度立ち上がる農山漁村」事業は、研修先を「なばなの里」に移して現地視察をしながら実施しました。

この敷地内で「すし工房なばな」を立ち上げたJA女性部の方たちと、昼食で商品化した箱ずし弁当を実食しながら交流しました。販売開始から評判がよく、起業化することを決め、今では年間売り上げは1,570万円ほどとなり、足腰の立たなくなるまで勤めるといきいきと話されておりました。地域の伝統ある食文化の継承と地元の米消費にもつながり、地元小学校の課外授業の「食と農」についての食育も兼ねるということで、食アメニティコンテストでは農林水産大臣賞を受賞しております。

伊賀市の研修事項について報告します。

伊賀市での研修テーマは「地域再生計画」で、その内容は「中山間地域の生き残りかけた新たな芸術文化創造プログラム」です。

伊賀市の南部は中山間地域で、主な産業は農林業。高齢化率の進展や後継者不足といった深刻な課題に直面し、農地の耕作放棄や山林の管理放棄が目立ち、人口減少による集落崩壊の危機が迫っています。これらの状況を改善するため、博要地区では平成6年から活性化計画をつくり、地域住民が主体となり美しい自然を守り、快適で安心して暮らせる活気に満ちた地域づくりに取り組んでいます。世帯数が170戸余りで、ダムの建設に伴い周辺に交流施設「青山ハーモニーフォレスト」の整備などが行われております。この事業を地域の生き残りのための起爆剤として、作家滞在型公開制作に取り組んでいます。この事業は内閣府からの補助金で運営し、近県の若手芸術家を招へいし、地元住民と伊賀以外の人、作品、文化、心の交流、交歓による文化創造を実現させ、地域再生・活性化と産業創生の機運を高めるものです。若手芸術家は住民の皆さんと交流しながら芸術作品を作り上げる過程の中で、その後の地域の活性化と芸術活動への参加を促すものです。地域の自然と芸術活動を通しての地域活性化の新しい取り組みを研修してまいりました。

以上、研修の報告とさせていただきます。ありがとうございました。

【文教常任委員会の報告】

○議長（藤原幸作） 次に、文教常任委員会、9番佐藤文教常任委員長。

○文教常任委員長（佐藤義久） おはようございます。

平成21年度文教常任委員会研修報告。

社会厚生常任委員会との合同研修で全員出席でしたので前段省略し、研修内容についてのみ申し上げます。

小中一貫教育についても本文を簡略にご説明致します。

北海道三笠市には小学校が現在5校あり、生徒数40名の岡山小は小中一貫校として存続、複式学級にしないため単独学級の費用は市が賄っており、他の4校は統合して1校にする予定。また、中学校は3校ありますが、生徒数30名の萱野中は小中一貫校として存続。他の2校は統合する予定で、現在平成23年の統合に向けての準備段階で、地域の説明会、協議会を開催していると伺ってまいりました。

岡山・萱野小中一貫教育特区は、平成16年12月、構造改革特別区域法に基づき北海道では唯一、小中一貫教育特区として認定を受けておりまして、現在は文科省の教育課程特例校へ移行しています。

小中一貫教育の目的は、小学校から中学校へスムーズな進学と学習向上を目指していて、英語は中3年で国際理解学習を行うことができるという説明を受けましたが、そのために生活科、音楽科、図工、体育からの時間の供出には疑問を感じてまいりました。

また、地域科を設置しておりまして、「三笠発見科」の愛称で小3から中2までの地域教育アドバイザーを活用し、小5年まで三笠市の成り立ちを学び、未来を考える学習。小6年から中1年までは、三笠市の住民としてまちのために何ができるかを考え、中2年で、三笠市の未来を思い、三笠のまちづくりを考えて市に働きかける学習をしている。ほかには、義務教育の学年区分は2・3・4制を実施。小中のカリキュラムに無理のない接続を図っているとの説明がありました。

さらに市長が教員の出ということも強調し、教育研究所を立ち上げ、所長に校長OBが臨時職で就き、4名の教員を委嘱して教育マニュアルの研究等について検討しているとの説明がありました。

以上、文教常任委員会の報告と致します。

○議長（藤原幸作） これで行政視察研修報告を終わります。

以上で諸般の報告を終わります。

【日程第4、市長行政報告】

○議長（藤原幸作） 日程第4、市長より行政報告がありますので、これを許します。石川市長。

○市長（石川光男） おはようございます。

まず、旭日章受章、潟上市功労者、前昭和町長千田鐵太郎氏が9月2日午前9時50分逝去されました。ここに謹んで皆様とともに哀悼の意を表したいと存じます。

氏は病氣療養中の身にあり、回復を願い看護の日々を過ごされたご家族、ご親族の悲

しみはいかばかりかとお察し申し上げます。また、議員各位、私たち行政関係者にとりましても巨星落つの心境であり、悲しさ、寂しさを禁じ得ません。

氏は昭和48年の昭和町議会議員選挙で初当選を果たし、任期途中の4期めの昭和62年5月から4代め昭和町長に就任し、5期17年10か月にわたりその手腕を発揮されました。平成17年3月の潟上市誕生にあたっては、合併協議会副会長として平成の大合併を牽引し、合併後のまちづくりに心血を注いでいただきました。

在りしの千田氏は常に泰然自若で、先輩町長としてその時々における発言の重さと確かな眼力で私たちに多くの示唆を与えてくださいました。尊敬すべき方でありました。合併から5年目を迎えた潟上市にとって千田氏の逝去は誠に残念でありませんが、ここに千田家の御意志により葬儀、告別式を千田家と潟上市、昭和総合開発株式会社、株式会社千田佐市商店の合同葬として執り行いたいと存じます。

さて、行政報告に入りますが、本日ここに平成21年第3回定例会を開会しましたところ、議員各位にはご多忙のところご出席を賜り誠にありがとうございました。

提出議案の審議に先立ち、第2回定例会以降の市政にかかわる主な事項の報告と提出議案の概要について申し上げます。

はじめに、豊川小学校と大久保小学校の統合について申し上げます。

このことにつきましては、先の議会全員協議会において地域や関係団体への教育委員会による説明会の開催についてご理解をいただき、8月4日、豊川コミュニティ推進協議会、5日に豊川小学校PTA・東保育園保護者の皆様に説明会を開催致しました。

その中で、地域のこれからの就学予定者・豊川小学校児童・東保育園園児のそれぞれの保護者の意向を確認してほしいとの意見があり、再度、アンケート調査を行っております。結果については集計中ではありますが、統合については今後とも地域と協議しながら、ご理解いただけるよう説明に努めてまいります。

次に、天王追分西地区の砂利採取法に基づく砂利採取計画について申し上げます。

今年4月の臨時議会における行政報告でも申し上げましたが、昨年3月に東北石材建設株式会社から申請のあった砂利採取計画については、砂利採取跡地に埋め戻す計画で搬入された建設残土と採取地の表土に産業廃棄物の混入が確認されたことから、このすべてについて県の指導のもとで産業廃棄物は最終処分施設に、あるいは建設リサイクル法に基づきリサイクル処理場に、また、造成土として採取計画地から搬出させ、8月4日に撤去作業が終了致しました。

この間、追分9町内会正副会長会にご相談申し上げ、7月12日、19日、26日に勤労青少年ホームを会場に、この計画にかかわるこれまでの経緯と今後の対応等について説明会を開催したところであります。ご参集いただいた延べ102人、実数80人の市民の皆様からはさまざまなご意見をいただきましたが、市と致しましてもこういった市民の声を今後の行政運営の参考に致したいと考えております。

また、事業者である東北石材建設株式会社からは改めてこれまで地域住民に不安を与え信頼を損ねたことに対する謝罪があり、あわせて今後の事業の継続についても断念の意向が示されました。このことについては過日、尾形社長から私に直々に事業終了の決意をいただくとともに文書にて提出いただいたところであります。

私は先にも述べましたが、今般の事態を受けて産業廃棄物等の適正処理はもちろんのこと、土砂等の埋め立てによる土壌の汚染や地下水の水質汚濁、土砂等による災害の発生防止のため関係条例の整備が必要と考え、現在作業を進めているところであります。しかし、県にこのような内容の条例がないことから、さらに県ならびに国の関係機関と協議調整を図ることが重要な課題として浮き彫りになりました。

また、この策定にあたっては罰則規定などの内容も想定し秋田地方検察庁と協議しておりますが、条例全体の大要を含めて慎重な検討がなされており、今後予定される議会ならびに市民等の意見の集約を図り策定するには、相当の期間を要するものと判断されます。議会には9月を目処にお示ししたいとしておりましたが、現状では本条例案の基本方針等の提示となりますことをご理解願いたいと存じます。

次に、7月18日、19日の両日にわたり県中央部、県北部に大きな被害をもたらした豪雨による本市の被害状況とその対応について申し上げます。

先の議会全員協議会でも申し上げましたが、道路、河川、急傾斜地の被害については、道路冠水8か所、法面崩壊が3か所、豊川河川氾濫による床下浸水2件、急傾斜地の土砂崩れが1件となっております。被害件数は17件、被害額は6,370万円で、うち市の管理施設は70万円の被害額となっております。

農地の被害は、上虻川地区、金山地区、下虻川地区で6.2ヘクタールの農地が冠水しております。また、林道関係では、7か所で幅6メートルから15メートルの法面の崩落があり、被害額は381万円となっております。

このうち、豊川山田地区の復旧は県営治山事業で秋田県が実施し、早急な対応が必要なことから、測量費を市が負担することで秋田地域振興局森づくり推進課と協議を進め

ております。また、上虻川新薬地区の復旧は、管理者の秋田県建設交通部河川砂防課より早期な対応が必要なことから、7月23日付け文書にて平成21年度急傾斜地崩壊対策事業として事業費4,000万円、年内工期にて実施することと、事業実施には本市から費用の一部負担（20%）を伴うとの協議があり、7月27日付けで同意の回答をしております。

さらに、7月31日には上虻川新所の橋梁が約20センチメートル沈下したことから、現在、陥没部分の埋め戻しや鉄板を敷くなど応急措置を施し、国の災害査定を受けるべく諸準備を進めているところであり、本定例会に関連予算を計上しております。

次に、潟上市自治基本条例の策定について申し上げます。

先の第2回定例会におきまして、市議会の議決事項追加の規定を盛り込んだ潟上市行政に係る基本的な計画の議決に関する条例（案）が提出されました。

地方分権推進の主な動きとして、昨年度から二度にわたり出されました地方分権改革推進委員会の勧告があります。この勧告では、地方公共団体を地方政府に高めて行くことを地方分権改革の究極の目標に設定しており、自治立法権、自治行政権、自治財政権を有する完全自治体の実現を求めています。とりわけ、住民の皆様が一番身近な市町村に対し、権限移譲の推進や条例制定権の拡大などにより自治権を拡充することを重視しております。市民の皆さんに身近な仕事は、そこに住む自分たちの責任で決定し、コントロールできる仕組みをつくる必要があるという考え方によるものと思われま

す。このように地方分権が進められている今日、私ども市当局も、どのような条例が潟上市に適しているのかを検討してまいりました。

その結果、潟上市を構成する市民、市議会、市役所の三者の参画によって理想の自治体づくりを目指すルールとなる自治基本条例の制定がふさわしいのではないかと思うに至った次第でございます。

自治基本条例とは、地方分権の推進によって地方公共団体の自己決定の権利と自己責任の重さが拡大する中、市民、市議会、市役所それぞれの責務を明らかにしてその地域における自治の基本原則やルールを定めるもので、自治体の条例の中で最高規範性を持たせることから「自治体の憲法」とも呼ばれております。そして、この自治基本条例制定には市民の皆さんの参画が最重要となります。

今後は、国の地方分権に関する動きを注視しながら、条例の策定方針など構成の詳細について公表致しますので、議員の皆様におかれましてもご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

次に、地域再生事業について申し上げます。

天王グリーンランド内への直売施設建設を中心とした地域再生事業につきましては、潟上市活性化推進協議会の設立の後、7月23日には活性化部会を立ち上げております。この部会では、出荷組合の規約や出荷計画の策定などについて今後とも継続的に協議を重ねることとしております。

なお、直売施設の設計業務につきましては、指名型プロポーザル方式により6社を選定したところ、4社から参加表明書が提出されております。今後、9月末日までを提案書等の提出期限とし、審査委員会での審査・ヒアリングを経て10月中の契約締結を目指すこととしております。

次に、追分保育園と追分乳児保育園の統合について申し上げます。

潟上市幼保一体化施設基本計画に基づいた追分保育園と追分乳児保育園の統合については、6月19日に追分乳児保育園、6月23日に追分保育園の保護者の役員に対し説明を行いました。また、説明と同時に保護者全員を対象にアンケート調査を実施致しました。保護者150人のうち143人から回答をいただき、回収率は95.3%でありました。その結果、「統合することについて」の賛成が64.7%、「どちらでも良い」が30.1%でありました。回答の多くは「2か所の送迎は大変であるから」と「建物が同じ場所だと子供にとっても良い」等でありました。

この結果を受けて、平成23年4月からの開園を目指し、今年度中に周辺住民や自治会等への説明会を開催致します。また、建設を行うための設計委託等を実施する経費を本定例会に計上しております。

次に、上町自治会館の指定管理について申し上げます。

本年3月に完成した上町自治会館は、商店街の中にある地域集会施設として現在市が直接管理し、多くの市民の方々から利用されている状況にあります。この施設の指定管理につきましては地域集会施設であることから単独指名を採用し、上町自治会を指定管理者とする指定議案を本定例会に提出しております。

次に、平成22年3月をもって閉園を決定しております東湖幼稚園への対応について申し上げます。

第2回定例会では、閉園後の私立東湖幼稚園について賃貸もしくは買い取り等の相談があったことを報告しておりました。これを受け、市では幼児教育施設や地域の公園、避難所ならびに集会所等としての利活用の可能性について検討してまいりましたが、市

の施設整備の状況等から判断し、取得することは困難との結論に至りました。

長年にわたり幼児教育に多大な貢献をいただいておりますことから、閉園は誠に残念であります。この検討結果については7月24日、幼稚園側にお伝えし、ご理解をいただいております。

次に、ふるさと応援寄付金について申し上げます。

平成20年5月1日からスタートしましたふるさと応援寄付金については、昨年度14件、今年度は8月末現在6件で、累計248万円のご寄付をいただいております。市では、ふるさと潟上を応援してくださる方々への感謝とより絆を深めることを目的として、特産品等を贈呈するための関係予算を本定例会に計上しております。

今後もふるさと潟上を応援していただけますよう広報やホームページ等でのPRをはじめ、ふるさと会等での周知を図ってまいります。

次に、定額給付金の給付状況ならびに子育て応援特別手当の交付状況について申し上げます。

8月26日現在、定額給付金は1万2,730世帯に5億4,085万2,000円を給付し、給付率は98.6%となっております。9月末をもって給付事業が終了することから、未申請の175世帯の方々には申請漏れのないよう再度通知等をしているところであります。

また、子育て応援特別手当は408世帯に1,526万4,000円を交付し、1世帯が未申請となっておりますことから、こちらも申請していただくよう再度通知しているところであります。

子育て応援特別手当については、平成20年度は支給対象を3歳から5歳までの子供のうち第2子以降としていたものを、平成21年度は第1子からの支給対象として実施されます。今後、国から示された交付要綱等により事業実施に向けた作業を進めてまいります。申請受付開始日は12月11日以降となりますことから、本定例会において事務的経費のみを計上しております。

次に、食育の推進について申し上げます。

潟上市の豊かな自然と、そこから生まれる産物は祖先より受け継がれているものであります。次世代を担う子供たちへの食育は、その継承という意味合いとともに、食に関する正しい知識を身につけ、望ましい食習慣を実践できることを目指しております。

先には、新規の食育推進事業として市内の生産者、事業者の方々からの協力を得ながら、羽城中学校の学校給食に地産地消メニューを取り入れる実践的取り組みを行なって

おります。今後も学校給食での地産地消の可能性や課題などを探っていくとともに、市民を対象とした食育まつりの開催などを計画しております。

次に、新型インフルエンザ対策について申し上げます。

新型インフルエンザについては全国的に増加の傾向にあり、さらに感染が拡大され流行規模が大きくなる恐れがあります。これまで以上に体調管理とうがい、手洗いなどの励行、マスクの着用、外出の自粛、人に咳やくしゃみをかけない咳エチケットの徹底などの予防に努めていただくよう広報等でPRしてまいります。

次に、市公共料金適正化検討委員会について申し上げます。

市では、行政サービスの受益と負担の公平性を確保するため、市民等による潟上市公共料金適正化検討委員会を設置する考えであります。根拠を明確にした公共料金適正化計画を作成することを目的としており、その関係予算を本定例会へ計上しております。

次に、消防操法大会について申し上げます。

7月26日開催の秋田県消防協会男鹿・潟上・南秋支部消防操法大会において、潟上市小型ポンプ操法大会を勝ち抜いた飯田川支団第2分団が小型ポンプ操法の部で優勝致しました。大会は各市町村から選び抜かれた6チームにより競技が行われ、応援に駆けつけた各市町村の団員・家族ほか総勢400人の見守る中、本市代表の飯田川支団第2分団が日ごろの練習の成果を見事に発揮しました。

なお、本日、全県大会に出場しております。

次に、成人式について申し上げます。

去る8月15日に開催致しました成人式は、今年の対象者406名中288名が出席し、20歳の門出を祝いました。

「一人ひとりが自分で選んだ道で誇りと責任を持って取り組み、社会を支えていきたい」等々、ふるさと潟上を良くしたいという意気込みが感じられる力強い抱負を述べるなど、新たな人生のスタートに対し大きな声援を送りたいと存じます。

式典終了後は、新成人の自主企画によるデートDV防止キャンペーンや税への理解を深めるためのビデオ上映も行われました。

次に、農業関係について申し上げます。

稲作の状況につきましては、7月の豪雨と日照不足により茎数や葉色などにばらつきが見受けられます。出穂は、あきたこまちで8月4日、ひとめぼれで8月9日と平年より若干遅れており、また、一部にいもち病や紋枯れ病の発生が見られ、徹底防除に努め

るよう指導しております。

カメムシ類の防除は、8月9日から12日まで航空防除をきめ細かく実施し、防除後のすくい取り調査でもその効果があらわれております。今後は個人防除を徹底するとともに、適期に刈り取りを行い、良質米生産ができるよう関係機関と連携して指導してまいります。

転作大豆の状況は、これまでの降雨による落葉等の湿害が各地区で発生しております。このため施肥や培土、排水対策の強化に努めておりますが、湿害を受けた圃場では回復が厳しい状況となっております。

果樹については、春に降霜・降雹を受け心配されましたが、その後順調に推移し、和梨の主力品種「幸水」は8月23日から出荷されております。

花卉の輪菊は、定植後の気温が比較的安定していたことから、お盆出荷が順調に行われました。今後も適期・適量出荷に努めるとともに、病害虫の徹底防除を実施するよう指導に努めてまいります。

次に、観光イベントについて申し上げます。

8月1日、第27回飯田川鷺舞まつりが飯田川庁舎前広場で開催されました。雨の影響で盆踊り大会は飯田川体育館で行われましたが、まつりのメインである孫鷺、子鷺、親鷺の舞は屋外で優雅に繰り広げられ、訪れた方々を魅了しました。また、今年で43回を迎えた八郎まつりは8月16日に実施され、八郎神社から昭和庁舎までの龍体御輿練り歩き・双龍出合いのセレモニーでは幻想的な世界を醸し出すなど、地域住民と一体となり大きな盛り上がりを見せました。

潟上市三大夏まつりのフィナーレを飾る天王グリーンランドまつり2009は8月22日、23日の両日開催され、市内外から多数の方々が来場されました。

初日の第5回潟上市盆踊り大会には、団体27チーム、うち子供の部5チームの参加があり、一般参加者とともに幾重にも踊りの輪が広がり熱気に包まれました。翌23日はキャラクターショーを皮切りに芸術文化協会会員による発表や民謡ショー、さらに飯田川の鷺舞と新関ささらの郷土芸能が共演するなど、趣向を凝らしながら実施致しました。まつりの最後を飾る花火ショーは、ゆく夏の夜空に大輪の花を咲かせ、大きな感動を与えました。211社、397万8,000円の協賛金をいただきました関係各位に心から感謝とお礼を申し上げます。

次に、森林作業道路網の整備について申し上げます。

国の経済対策事業として、森林整備加速化・林業再生事業を促進する高能率生産団地路網整備事業が新設されました。これに伴い、昭和地区の豊川財産区有林を含めた生産団地に作業道路網が整備されることとなりました。この事業は、森林所有者の負担がなく、平成21年度から23年度まで秋田県が事業主体となって施工し、事業費は6,200万円、延長4,300メートル、幅員4メートルで、現在、路線測量、関係者への事業説明等の準備を進めております。

次に、児童生徒のスポーツ活動についてご報告致します。

第58回秋田県中学校総合体育大会において、天王中剣道男子団体が9年ぶり10度目の優勝という栄冠に輝き、東北大会で3位、全国大会においても見事な活躍をみせたほか、天王南中剣道男子団体が同じく全県大会で準優勝という見事な成績を残しました。

また、個人競技においても、天王南中男子柔道、陸上男子低学年400メートルリレー、バドミントン女子シングルス、ゴルフ、天王中女子柔道、羽城中陸上女子共通走り幅跳びで県大会で優勝という見事な成績を残したほか、東北大会、全国大会でも大いに健闘しました。

このほか、第29回全日本学童軟式野球秋田県大会で地元代表の追分野球スポーツ少年団が初優勝、第19回全日本ドッジボール選手権秋田県大会では飯田川ファイターズが2年ぶり4度目の優勝に輝き、全国大会においてもすばらしい活躍をみせたほか、東湖ブルーレイヴス野球スポーツ少年団が第8回潟上市南秋田郡野球スポーツ少年団交流大会で初優勝し、市民に元気と夢とすばらしい感動を与えてくれました。今後もなお一層の活躍を期待するものであります。

また、本定例会には、平成20年度潟上市健全化判断比率、平成20年度潟上市公営企業資金不足比率についての報告、議案として潟上市国民健康保険条例の一部を改正する条例（案）、備品購入契約の締結（証明書自動交付システム用機器購入）、上町自治会館の指定管理者の指定のほか、平成21年度一般会計補正予算（案）、各会計補正予算（案）7件ならびに平成20年度各会計決算の認定についてを提出しております。

なお、平成21年度の各会計補正予算案については、この後、担当部長から説明させます。また、平成20年度各会計決算においては主要成果でご説明致します。

以上が行政報告ならびに本定例会に提出しております議案であります。適切なるご決定を賜りますよう宜しくお願いを申し上げます。

最後に、県の環境エネルギー推進課より内示がありましたので、お知らせ致します。

地域グリーンニューディール基金についてであります。

これは、環境省が経済危機対策として国の一次補正に計上し、それを原資に秋田県で造成されました地域グリーンニューディール基金の対象事業として天王温泉くららへの木質ペレットボイラーの施設整備を総事業費4,000万円で申請しておりましたところ、このたび90%の3,600万円の内示をいただきました。

この事業は市を挙げて取り組んでおります潟上市地域温暖化防止実施計画を踏まえ、温室効果ガスの排出を抑制するために実施するもので、木質ペレットボイラーと既存の温泉用ボイラーとを並行稼働することにより、年間200トン以上の二酸化炭素の排出削減効果が得られるとともに、既存ボイラーの負荷が軽減されることにより設備の長寿命化も期待されるものであります。

なお、事業の実施につきましては平成22年度を予定しております。

以上であります。

○議長（藤原幸作） これで市長の行政報告を終わります。

暫時休憩します。再開は11時10分とします。

午前10時53分 休憩

.....
午前11時10分 再開

○議長（藤原幸作） 休憩前に引き続き会議を再開致します。

【日程第5、報告第4号 平成20年度潟上市健全化判断比率について 及び 日程第6、報告第5号 平成20年度潟上市公営企業資金不足比率について】

○議長（藤原幸作） 日程第5、報告第4号、平成20年度潟上市健全化判断比率についておよび日程第6、報告第5号、平成20年度潟上市公営企業資金不足比率についてを一括議題とします。

議案の朗読を省略します。

報告第4号および報告第5号について、当局より提案理由の説明を求めます。伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤賢志） それでは、報告第4号、平成20年度潟上市健全化判断比率について。

平成20年度潟上市健全化判断比率は別紙のとおりであるので、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により報告するものであります。

平成21年 9 月 3 日提出 潟上市長 石川光男

この健全化判断比率は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項の規定により、平成19年度決算から報告することになったものでございます。

次のページお願い致します。

この総括表でございますけれども、平成20年度健全化判断比率の状況でございます。

最初に実質赤字比率について申し上げます。

実質赤字比率は、福祉や教育、まちづくり等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の深刻度を表すものでございます。

本市の場合、一般会計と申し上げますと一般会計と有線放送事業特別会計、土地取得事業特別会計の合計を指してございます。赤字はありません。実質赤字比率はゼロとなります。参考までに黒字比率は7.20%でございます。

次に、連結実質赤字比率について申し上げます。

連結実質赤字比率は、すべての会計の赤字や黒字を合算し、地方公共団体としての赤字の程度を指標化し、地方公共団体としての運営の深刻度を表すものでございます。

なお、財産区については市町村とは別の法人格を有する団体なので、健全化判断比率の算定には含めないこととなっております。

連結での赤字はありません。実質赤字比率はゼロとなります。参考までに黒字比率は13.81%であります。

次に、実質公債費比率について申し上げます。

実質公債費比率は、借入金の返済額および、これに準ずる額の大きさを指標化し、資金繰りの危険度を表すものでございます。

比率は、平成18年度から平成20年度までの 3 年間平均で17.2%でございます。

最後に、将来負担比率の状況について申し上げます。

将来負担比率は、地方公共団体の一般会計の借入金や退職金、それから特別会計等の借入金に対する一般会計からの繰出金など、将来支払うべき負担等の残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性が高いかどうかを表すもので、116.2%であります。

これら 4 つの指標は、すべて早期健全化基準を潟上市の場合は下回っております。

以下のページに各指標の詳細を添付しておりますので、ご覧いただきたいと思います。

今回報告した指標は、現在、国・県等で精査中でございますので、算定の考え方に変更が出たりするとその比率そのものが変動する可能性がありますので申し添えておきま

す。確定する時期は10月末となっております。

次に、報告第5号、平成20年度潟上市公営企業資金不足比率についてでございます。

平成20年度潟上市公営企業資金不足比率は別紙のとおりであるので、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により報告する。

平成21年9月3日提出 潟上市長 石川光男

この公営企業資金不足比率は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、これも平成19年度決算から報告することになったものでございます。

最初に、地方公営企業法適用事業である上水道の事業から申し上げます。

水道会計への、下の方のちょうど真ん中ほどで、dの流動資産3億2,140万円から上の方のaの流動負債2,881万8,000円を差し引きますと、(6)の資金不足額・剰余額が2億9,258万2,000円のプラスとなりますので、水道事業会計の資金不足額はありません。

なお、剰余資金の標準財政規模比率は表の一番下に太字で示しておりますが、これが3.2%でございます。

次のページをお願い致します。

次に、地方公営企業法の法非適用企業について申し上げます。

はじめに、下水道事業特別会計についてであります。

下水道事業特別会計の(3)の実質的な歳入総額18億1,476万7,000円から(1)の歳出額17億9,065万2,000円を差し引きますと、(6)の資金不足額・剰余額が2,411万5,000円のプラスとなりますので、下水道事業特別会計の資金不足額はありません。

なお、剰余資金の標準財政規模比率は表の一番下の方に太字で示しておりますが、0.3%でございます。

次に、農業集落排水事業特別会計についてでございますけれども、農業集落排水事業特別会計の(3)の実質的な歳入総額2億544万1,000円から(1)の歳出額2億157万6,000円を差し引きますと、(6)の資金不足額・剰余額が386万5,000円のプラスとなりますので、農業集落排水事業特別会計の資金不足額はありません。

なお、剰余資金の標準財政規模比率は表の下の方に太字で示しておりますが、0.0%でございます。

最後に、合併処理浄化槽事業特別会計についてあります。

合併処理浄化槽事業特別会計の(3)の実質的な歳入総額886万3,000円から(1)の歳出額550万9,000円を差し引きますと、(6)の資金不足額・剰余額が335万4,000円の

プラスとなりますので、合併処理浄化槽事業特別会計の資金不足はありません。

なお、剰余資金の標準財政規模比率は表の一番下の方に太字で示してありますが、0.0%でございます。

以上、4つの会計を合わせた(6)の資金不足額・剰余額は3億2,391万6,000円で、剰余資金の比率は表の一番下の太字で示しております3.6%でございます。

以上でございます。

○議長（藤原幸作） これで説明を終わります。

これより報告第4号および報告第5号について質疑を行います。質疑ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

【日程第7、議案第56号 潟上市国民健康保険条例の一部を改正する条例（案）について】

○議長（藤原幸作） 日程第7、議案第56号、潟上市国民健康保険条例の一部を改正する条例（案）についてを議題とします。

議案の朗読を省略します。

議案第56号について、当局より提案理由の説明を求めます。宮田市民生活部長。

○市民生活部長（宮田隆悦） それでは、議案第56号について説明致します。

議案第56号、潟上市国民健康保険条例の一部を改正する条例（案）について。

潟上市国民健康保険条例の一部を次のように改正するものとする。

平成21年9月3日提出 潟上市長 石川光男

提案理由でございますが、健康保険法施行令の一部を改正する政令が平成21年5月22日に公布施行されたことに伴い、出産育児一時金に関する経過措置を定める必要があるため、条例の関係部分を改正するものであります。

これは厚生労働省が平成21年10月から出産育児一時金を4万円引き上げる方針を示し、緊急の少子化対策の一環として平成23年3月末までの暫定措置として実施するものであります。

それでは参考資料の2ページをお願い致します。

附則の4であります。被保険者または被保険者であった者が平成21年10月1日から平成23年3月31日までの間に出産したときに支給する出産育児一時金についての第3条の規定の適用については、同条第1項中「35万円」とあるのを「39万円」とするもので

あります。

以上です。

○議長（藤原幸作） これで説明を終わります。

【日程第8、議案第57号 備品購入契約の締結について（証明書自動交付システム用機器購入）】

○議長（藤原幸作） 日程第8、議案第57号、備品購入契約の締結について（証明書自動交付システム用機器購入）を議題とします。

議案の朗読を省略します。

議案第57号について、当局より提案理由の説明を求めます。伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤賢志） それでは、議案第57号、備品購入契約の締結について。

次のとおり備品購入契約を締結したいので、潟上市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

記

1. 契約の目的 証明書自動交付システム用機器購入
2. 契約の方法 指名競争入札
3. 契約金額 4,053万円
4. 契約の相手方 秋田市山王二丁目2番17号 山王ピアレス
株式会社日立情報システムズ
東北支社 秋田支店
支店長 東海林文夫

平成21年9月3日提出 潟上市長 石川光男

この備品購入の内容につきましては、参考資料の4ページをご覧になっていただきたいと思えます。

備品および契約金額、契約者は次のとおりでございますけれども、相指名業者につきましては次の7社で、そのうち4社が辞退してございます。2番札が4,350万円ございました。

納入内容については、住基カードを活用した証明書自動交付システムの構築により、市で交付する住民票、それから印鑑証明、各種税証明書等を平日の開庁時間に役所に来られない住民の方々に夜間や休日に交付が受けられるようにサービスを行うものでござ

います。

導入先は天王庁舎、昭和庁舎、飯田川庁舎、それから追分出張所の4か所と致します。

また、住基カードを容易に取得できるように住民基本台帳カード発行機を昭和庁舎、飯田川庁舎各1台、2台を設置します。天王庁舎に現在1台設置済みでございますけれども、今回2台を導入するというところでございます。

納期については、議決後、平成22年3月31日を予定しております。

稼働については、システムの確定など大変時間がかかりまして来年の10月ころになるのではないかというふうに思われます。

以上でございます。

○議長（藤原幸作） これで説明を終わります。

【日程第9、議案第58号 上町自治会館の指定管理者の指定について】

○議長（藤原幸作） 日程第9、議案第58号、上町自治会館の指定管理者の指定についてを議題とします。

議案の朗読を省略します。

議案第58号について、当局より提案理由の説明を求めます。伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤賢志） 議案第58号、上町自治会館の指定管理者の指定について。

地方自治法第244条の2第6項の規定により、次のとおり指定管理者を指名することについて議会の議決を求める。

平成21年9月3日提出 潟上市長 石川光男

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称

上町自治会館

2 指定管理者となる団体

秋田県潟上市昭和大久保字町後82番地5

上町自治会

会長 畠山 隆志

3 指定の期間

平成21年10月1日から平成24年3月31日までとなっております。

上町自治会館に関しては本年3月に完成致しまして、商店街の中にある地域集会施設として現在市が直接管理してございます。多くの市民の方々から利用されている状況にあります。このたび選挙の投票所にも利用致しました。

この施設の指定管理につきましては、地域集会施設であることから単独指名を採用し、上町自治会から指定管理者指定申請書が提出されました。これにより7月29日に指定管理者選定委員会を開催致しましたところ、地域に密着した運営管理が達成できるものとして認められてございます。本議会の議決を経て正式に指定管理者として決定し、当該施設を管理運営していただくこととなります。

以上でございます。

○議長（藤原幸作） これで説明を終わります。

【日程第10、議案第59号 平成21年度潟上市一般会計補正予算（第4号）（案）について から 日程第17、議案第66号 平成21年度潟上市水道事業会計補正予算（第2号）（案）について】

○議長（藤原幸作） 日程第10、議案第59号、平成21年度潟上市一般会計補正予算（第4号）（案）についてから日程第17、議案第66号、平成21年度潟上市水道事業会計補正予算（第2号）（案）についてまでを一括議題とします。

議案の朗読を省略します。

議案第59号から議案第66号について、当局より一括して提案理由の説明を求めます。

伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤賢志） それでは、議案第59号、平成21年度潟上市一般会計補正予算（第4号）（案）について。

平成21年9月3日提出 潟上市長 石川光男

それでは、皆さんに配付しております別冊の補正予算書をお願い致します。大綱のみをお知らせ申し上げます。

1ページでございますけれども、平成21年度潟上市一般会計補正予算（第4号）は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億6,094万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ133億6,070万7,000円とするものでございます。

8ページをお願い致します。歳入について主なものを説明致します。13款2項国庫補助金は2,673万7,000円の追加で、主なものは2目土木費国庫補助金2節住宅費補助金のうち、耐震改修事業費補助金678万3,000円と6目衛生費国庫補助金1節の衛生費補助金の女性特有のがん検診推進事業費補助金612万3,000円でございます。また、経済対策事業関係の補助金は、ただいま申し上げました2つの補助金を含めまして1,667万3,000円でございます。

それから9ページお願い致します。14款2項県補助金734万7,000円の追加で、主なものは7目2節緊急雇用創出特別基金事業費補助金950万5,000円でございます。

18款1項1目繰越金は6,437万6,000円の計上でございます。

次に、10ページでございます。20款1項市債は5,430万円で、内訳と致しまして1目土木債は自然災害防止事業費800万円、それから2目の臨時財政対策債は2,330万円、5目の民生債は幼保一体施設建設事業債で1,980万円、6目災害復旧事業債は320万円でございます。

続いて11ページをお願い致します。歳出について申し上げます。2款1項5目財産管理費は2,637万1,000円の追加で、主なものは土地開発公社への繰上償還でございます。

14ページお願い致します。3款2項9目子育て応援特別手当給付事業費214万5,000円の追加で、3歳から5歳の児童を保有する家庭の世帯主に対して児童1人当たり3万6,000円を給付するための事務費でございます。給付費本体にかかわる予算は12月定例会でご提案申し上げます。

次に15ページ、3款2項10目幼保一体施設整備事業費は2,117万6,000円の追加で、追分地区の保育園建設にかかわる設計費の計上でございます。

次に16ページ、4款1項4目の成人保健費は663万4,000円の追加で、女性特有のがん検診の実施にかかわる経費でございます。

それから17ページ、5款1項3目緊急雇用創出特別基金事業費950万5,000円の追加でございます。

それから18ページ、8款2項2目道路新設改良費は1,000万円の追加で、橋梁の長寿命化、それから計画策定にかかわる委託料600万円と局部改良工事400万円でございます。次に、3項1目河川砂防総務費は800万円の追加で、先の大雨被害に対応して県が実施する急傾斜地崩壊対策事業に対する市の負担金でございます。

19ページ、5項1目建築住宅総務費は678万3,000円の追加で、潟上市の地震危険度、揺れやすさマップを作成するものでございます。

それから21ページ、11款1項1目災害復旧費は729万4,000円の追加で、先の大雨災害の復旧事業費でございます。

次からは特別会計に入ります。

議案第60号、平成21年度潟上市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）（案）についてでございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,245万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ37億4,703万3,000円とするものでございます。

補正の主な内容は、4月の人事異動に伴う人件費と平成20年度分の療養給付費交付金の精算でございます。

次に、議案第61号、平成21年度潟上市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）（案）についてでございます。

保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,300万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ25億8,784万6,000円とするものでございます。

補正の内容は、平成20年度保険等の財源負担の精算でございます。

議案第62号、平成21年度潟上市有線放送事業特別会計補正予算（第2号）（案）についてでございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ26万4,000円を追加致しまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,727万7,000円とするものでございます。

補正の内容と致しましては、先の火災によるケーブルの損傷を復旧するものでございます。

議案第63号、平成22年度潟上市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）（案）について。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ29万4,000円を追加致しまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億1,356万8,000円とするものでございます。

補正の内容は、羽立処理場のマンホールポンプの制御盤の補修費でございます。

議案第64号、平成21年度潟上市下水道事業特別会計補正予算（第2号）（案）についてでございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ64万4,000円を追加致しまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ21億8,541万1,000円とするものでございます。

補正の内容と致しましては、過誤納還付金の事業費の組み替えでございます。

次に、議案第65号、平成21年度潟上市土地取得事業特別会計補正予算（第1号）（案）についてでございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,879万円を追加致しまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,134万3,000円とするものでございます。

補正の内容と致しましては、土地開発公社への償還金の繰上償還でございます。

最後になりますけれども、議案第66号、平成21年度潟上市水道事業会計補正予算（第2号）（案）について。

収益的支出は138万2,000円の減額で、昨年度実施致しました公的資金繰上償還に伴う利子の減額でございます。資本的支出は72万9,000円の追加で、主に鶴沼台の浄水場の維持補修費でございます。

以上でございます。

○議長（藤原幸作） これで説明を終わります。

【日程第18、認定第1号 平成20年度潟上市一般会計歳入歳出決算の認定についてから 日程第32、認定第15号 平成20年度潟上市水道事業会計決算の認定について】

○議長（藤原幸作） 日程第18、認定第1号、平成20年度潟上市一般会計歳入歳出決算の認定についてから日程第32、認定第15号平成20年度潟上市水道事業会計決算の認定についてを一括議題とします。

議案の朗読を省略します。

認定第1号から認定第15号までの15議案について、一括して当局より主要施策成果の説明を求めます。石川市長。

○市長（石川光男） お手元に平成20年度潟上市主要施策成果説明書を配付しておりますが、私から平成20年度決算の概要についてご説明申し上げます。

はじめに一般会計であります。歳入決算額は127億4,454万7,000円、歳出決算額は120億4,894万9,000円、歳入歳出差引額は6億9,559万8,000円、翌年度へ繰越すべき財源は4,508万3,000円、実質収支額は6億5,051万5,000円であります。

続きまして、平成20年度の主な事業であります。追分下出戸線をはじめとする市道整備事業が1億7,394万7,000円、上町集会所建設事業が4,629万円であります。

次に、特別会計について申し上げます。

国民健康保険、老人保健、後期高齢者医療、介護保険の4会計を合わせた社会保障関係会計の歳入決算額は66億7,047万4,000円、歳出決算額は63億9,799万7,000円、実質収支額は2億7,247万7,000円であります。

次に、農業集落排水事業、下水道事業、合併処理浄化槽事業の3会計を合わせた下水道関係会計の歳入決算額は20億2,910万6,000円、歳出決算額は19億9,773万7,000円、実質収支額は3,133万4,000円であります。

主な事業は、公共下水道事業で管渠整備501メートル、特定環境保全公共下水道事業で管渠整備5,961メートルであります。

このほかに有線放送事業や土地取得事業、4つの財産区を加えた特別会計全体で、歳入決算額は88億4,170万7,000円、歳出決算額は85億3,603万2,000円、実質収支額は3億564万円であります。

最後に、水道事業会計について申し上げます。

歳入決算額は6億6,809万8,000円、歳出決算額は9億3,592万円であります。

主要成果の詳細については総務部長から説明させます。

○議長（藤原幸作） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤賢志） 認定第1号、平成20年度潟上市一般会計歳入歳出決算の認定についてでございますけれども、大綱のみ申し上げます。

歳入決算額は127億4,454万7,000円、歳出決算額は120億4,894万9,000円でございます。歳入歳出差引額が6億9,559万8,000円、平成21年度の繰越財源4,508万3,000円を差し引いた実質収支額が6億5,051万5,000円でございます。

歳入の主なものが、市税が26億8,740万9,000円、地方交付税が57億6,204万円、国庫支出金が10億3,816万3,000円、県支出金が7億7,219万2,000円、市債が5億4,080万円でございます。

歳出の主なものが、人件費が24億1,185万3,000円、扶助費が20億1,519万1,000円、公債費が17億4,488万円で、これら義務的経費の合計で61億7,192万4,000円となっております。また、投資的経費が5億9,018万6,000円でございます。

主な事業と致しましては、投資的事业では道路新設改良事業1億7,394万7,000円、上町集会建設施設事業が4,629万円、長沼球場フェンス改修事業960万5,000円、追分地区防火水槽設置事業888万3,000円、マイタウンバス更新事業816万7,000円、市営住宅火災報知器設置事業228万9,000円、小中学校に設置致しましたAED、自動体外除細動器でございますけれども、設置事業が330万8,000円でございます。また、その他の事業と致しまして、住生活基本計画策定事業が218万4,000円、緊急雇用創出基金活用事業286万7,000円でございます。

次に、特別会計について申し上げます。

認定第2号の平成20年度潟上市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について申し上げます。

歳入決算額は36億6,384万2,000円、歳出決算額が34億6,087万3,000円、実質収支でございますけれども2億296万9,000円でございます。

歳入の主なものが、保険税が7億5,655万5,000円、国庫支出金が9億1,906万4,000円、療養給付費等交付金が3億2,949万8,000円、前期高齢者交付金が7億5,159万6,000円でございます。共同事業交付金が4億1,716万2,000円、県支出金が1億6,720万5,000円、一般会計繰入金が2億2,341万6,000円となっております。

歳出の主なものは、保険給付費で23億6,260万円でございます。

認定第3号の平成20年度潟上市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について申し上げます。

歳入決算額が3億7,486万2,000円、歳出決算額が3億7,313万8,000円、実質収支が172万4,000円でございます。

歳入の主なものが、支払基金交付金が1億6,113万5,000円、国庫支出金が1億4,667万5,000円、県支出金が3,669万9,000円、一般会計からの繰入金が2,797万円でございます。

歳出の主なものは、医療諸費で3億848万6,000円でございます。

認定第4号、平成20年度潟上市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について申し上げます。

歳入決算額が2億2,272万6,000円、歳出決算額が2億1,970万3,000円、実質収支は302万3,000円でございます。

歳入の主なものが、保険料が1億3,747万5,000円、一般会計繰入金が8,475万7,000円でございます。

歳出の主なものは、後期高齢者医療広域連合納付金で2億244万1,000円でございます。

認定第5号、平成20年度潟上市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について申し上げます。

保険事業勘定の歳入決算額が24億95万2,000円、歳出決算額が23億3,619万1,000円、実質収支額が6,476万1,000円でございます。

歳入の主なものは、保険料4億310万3,000円でございます。国庫支出金が5億4,064万6,000円、支払基金交付金が6億8,419万5,000円、県支出金が3億4,992万円、繰入金が3億7,368万5,000円でございます。

歳出の主なものは、保険給付費が21億8,874万5,000円、地域支援事業費が4,804万円

でございます。

次に、介護サービス事業勘定の決算額は歳入歳出ともに同額で809万2,000円でございます。

歳入の主なものは、サービス収入で804万8,000円、歳出は、すべて保険事業勘定への繰出金であります。

次に、認定第6号、平成20年度潟上市有線放送事業特別会計歳入歳出決算の認定について申し上げます。

歳入決算額は1億1,931万4,000円、歳出決算額が1億1,915万1,000円、実質収支が16万3,000円でございます。

歳入の主なものは、使用料及び手数料が1,765万3,000円、一般会計からの繰入金が2,327万円、諸収入が7,757万6,000円でございます。

歳出の主なものは、総務費が1,758万3,000円、落雷災害復旧費が7,754万5,000円、公債費が1,934万7,000円でございます。

次に、認定第7号、平成20年度潟上市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について申し上げます。

歳入決算額が2億544万1,000円、歳出決算額が2億157万6,000円、実質収支が386万5,000円であります。

歳入の主なものは、農業集落排水施設利用料が2,347万5,000円、受益者分担金が187万円、一般会計からの繰入金が1億2,487万6,000円、下水道事業債が5,190万円でございます。

歳出は、施設の維持管理費と公債費でございます。

なお、平成20年度末の加入戸数が725戸となっております。

認定第8号、平成20年度潟上市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について申し上げます。

歳入決算額は18億1,480万2,000円、歳出決算額が17億9,065万2,000円、歳入歳出差引額が2,415万円、平成21年度への繰越財源3万5,000円を差し引いた実質収支が2,411万5,000円でございます。

歳入の主なものは、下水道使用料が3億4,224万6,000円、国庫支出金が1億6,000万円、一般会計からの繰入金が6億8,575万8,000円でございます。下水道事業債が5億6,590万円でございます。

歳出では、公共下水道事業費として9,864万3,000円で、管渠501メートル、汚水弁9か所、特定環境保全下水道事業費として3億5,954万7,000円で、管渠の5,961メートル、汚水弁265か所を施工致してございます。平成20年度末の供用開始面積が、公共下水道と特定環境保全公共下水道の合計で1,076ヘクタール、下水道加入戸数が7,129戸となっております。

認定第9号、平成20年度潟上市合併処理浄化槽事業特別会計歳入歳出決算の認定について申し上げます。

歳入決算額は886万3,000円、歳出決算額は550万9,000円、実質収支が335万4,000円でございます。

歳入の主なものは、合併処理浄化槽施設使用料が301万円、受益者負担金が216万7,000円、繰越金が330万6,000円でございます。

歳出は、施設の維持管理費と公債費でございます。

なお、平成20年度末の加入戸数が77戸となっております。

認定第10号、平成20年度潟上市豊川財産区特別会計歳入歳出決算の認定については、歳入決算額は608万5,000円、歳出決算額は507万7,000円、実質収支が100万8,000円となります。

認定第11号、平成20年度潟上市下虻川財産区特別会計歳入歳出決算の認定については、歳入決算額が138万3,000円、歳出決算額が116万9,000円、実質収支が21万4,000円となりました。

認定第12号、平成20年度潟上市和田妹川財産区特別会計歳入歳出決算の認定については、歳入決算額が96万1,000円、歳出決算額は72万9,000円で、実質収支が23万2,000円となりました。

認定第13号、平成20年度潟上市飯塚財産区特別会計歳入歳出決算の認定については、歳入決算額が152万6,000円、歳出決算額が131万5,000円、実質収支が21万1,000円となっております。

認定第14号、平成20年度潟上市土地取得事業特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

歳入決算額は1,285万8,000円、歳出決算額が1,285万7,000円、実質収支が1,000円となっております。

認定第15号、平成20年度潟上市水道事業会計決算の認定について申し上げます。

収益的収入額が5億6,683万9,000円、収益的支出額が5億2,446万6,000円でございます。また、資本的収入額が1億125万9,000円、資本的支出額が4億1,145万4,000円でございます。

主な事業と致しまして、一向地区・二田連絡管、児玉配水管布設工事が1,810万2,000円、下虻川街道下地内の配水の本管の布設工事が367万5,000円、それから昭和浄水場のろ過機改修工事が774万9,000円、大郷守2号取水井戸の修理工事が756万円でございます。

最後に、公的資金の補償免除金の繰上償還の結果について申し上げます。

これは平成19年度から平成21年度までの3年間で、利率5%以上の市債、借入先が財政融資資金、それから旧郵政公社資金、公営企業金融公庫資金のものについてでございます。補償金を免除して繰上償還を認めるものでございまして、平成20年度では一般会計、下水道事業特別会計、農業集落排水事業特別会計、水道事業会計を合わせて40件、3億8,014万5,000円の繰上償還または低利への借り換えを行ってございます。これにより、将来の支払利子の9,722万6,000円を軽減することができました。以上、報告をしておきます。

以上でございます。

○議長（藤原幸作） これで説明を終わります。

【日程第33、平成20年度潟上市一般会計・特別会計及び水道事業会計歳入・歳出決算書の決算審査報告】

○議長（藤原幸作） 日程第33、平成20年度潟上市一般会計・特別会計及び水道事業会計歳入歳出決算書の決算審査報告を行います。

なお、正午を過ぎると思いますので、運営にご協力を賜りたいと思います。

渡邊代表監査委員。

○代表監査委員（渡邊普二） 監査委員の渡邊でございます。

平成20年度潟上市各会計の決算を審査した結果について、委員を代表致しましてご報告させていただきます。

審査対象は、潟上市一般会計歳入歳出決算と、13ございます特別会計歳入歳出決算および法令に定める決算附属書類等であります。

審査は7月28日から8月11日までの期間、潟上市役所の各庁舎において実施致しました。

審査にあたりましては、各課等から提出された資料をもとに、関係職員の出席を求め、説明を求めながら、その所管責任にかかわる関係帳簿および証書類と照合を行い、例月出納検査や定期監査の結果も参考にして実施致しました。

審査の結果でございますが、審査に付された各会計の歳入歳出決算書および附属書類は関係法令の諸規定に準拠して作成され、かつ、それらの計数は正確であるものと認められました。また、決算の内容および予算執行状況につきましては、全般的に妥当であると認められました。さらに、基金についても設置の目的に沿って運用され、計数も正確であるものと認められました。

総括意見と致しましては、厳しい財政状況のもと、行政の担い手である職員一人ひとりが不用額に対する意識を共有しながら経費節減に取り組み、また、各職場で事務事業を進める当たっては、その行政目的は何か、事業を進めるための手段は有効で効果的か、事業を実施した成果はどうかなど、自らの業務を日常的に検証するという意識が大切であることから、職員の自己啓発、意識改革に期待するものであります。

続きまして、平成20年度水道事業会計決算の審査についてであります。

審査は6月25日に潟上市役所昭和庁舎において実施致しました。

審査にあたりましては、決算報告書・財務諸表等が関係法令に準拠して作成され、当事業の経営成績および財政状態を適正に表示しているかを検証するため、元帳その他会計帳票および関係書類との照合による方法により実施致しました。

なお、当事業が経済性を発揮し、サービスが向上するように運営されたかどうかを検討するため、意見書にありますように事業の分析も行っております。

審査の結果でございますが、審査に付された決算報告書・財務諸表等は関係法令に準拠して作成されており、当事業の経営成績および当年度末現在の財政状態を適正に示しているものと認められました。

総括意見と致しましては、企業債残高も昨年より減少し、現在のところ経営の安定が認められるものの、経営の根幹である水道料金の収納率は低下しており、さらに人口減少に伴い給水人口も減少することが予想されております。また、利用者の節水意識の浸透により給水収益の大幅な伸びを望むことは難しい状況になっており、今後は老朽化した施設の更新などにより経費がかかり増ししていくことを考えると、今後厳しい経営環境が続くことが予測されます。

今後の経営にあたっては、適切な事業選択により経費の節減を図り効率的な企業経営

に努めながら、引き続き安定かつ良質な水の供給に向けて一層の努力を期待するもの
あります。

次に、財政健全化判断比率について報告させていただきます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律が施行され、平成19年度決算から4つの健
全化判断比率と公営企業会計の資金不足比率を算定し、議会へ報告し公表すること
になっております。

審査の対象となります実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担
比率についての審査結果でございますが、健全化判断比率および算定の基礎となる事項
を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められました。

実質赤字比率、連結実質赤字比率は、実質収支が赤字ではありませんので比率はゼロ
となります。

また、実質公債費比率17.2%、将来負担比率116.2%となり、それぞれ前年度より改
善されております。また、早期健全化基準以下となっております。

資金不足比率についての審査結果でございますが、各会計における資金不足比率およ
びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているもの
と認められました。

資金不足比率は、実質収支が赤字ではありませんので比率はゼロとなっております。
この健全化判断比率が公表されたことにより、すべての会計が一体となった総合的な財
政運営が求められることとなり、これらを踏まえた長期的展望に立った健全で安定した
行財政運営を期待するものであります。

以上をもちまして審査報告とさせていただきます。

○議長（藤原幸作） これで渡邊代表監査委員の決算審査報告を終わります。

以上をもちまして、本日の日程は全部終了しましたので、これで散会します。

なお、7日月曜日の午前10時より本会議を再開しますので、ご参集願います。

午後 0時01分 散会